

R2 白樺学園高校との連携協定事業（その1 素案）

■目的：

白樺学園高校と芽室町議会は、人的、知的資源の交流、活用を図り、互いの活動の充実・発展に資することを目的として、包括連携協定を締結したところである。協定に則り、「住民への議会活動の認知度向上」を図るとともに「若い世代の考えを政策に反映」と「まちづくりを考え・参加する機会」とすべく、事業を実施する。

■対象：白樺学園高校 3学年 4クラス

■事業案：

(1) テーマ：「(仮) 地方自治を学ぶ」 ※白樺学園高校の社会科授業の一環で

①議事堂見学・議会体験

場所：本会議場

②「(仮) 議会の仕組みと役割を知ろう」～議会の仕組みなどを説明

場所：第一委員会室（プロジェクター・スクリーン使用）

※生徒は2班に分かれ①と②を並行して実施（生徒は途中で入れ替わる）

(2) 対象学年

3年生：1クラス/日 × 4日間（午前中のみ）

(3) 日程

10月22日（木）～10月27日（火）（1コマ1時間程度/各日）

（22日：●●人、23日：●●人、26日：●●人、27日：●●人）

※生徒日程案※

9:20 HR後に学校出発

9:40 役場着 — 9:50 議事堂で事業実施（実質1時間程度）

11:00 役場発 — 11:20 学校着 ～教室で振り返り（12:10終了）

(4) 議員対応

・1コマに2班-8人（①体験4人・②説明4人）、モニター会議班で

(5) その他

・議員は生徒への「説明」、生徒との「質疑対応」を通じて本町議会の取組みを再認識し、説明力向上を図ることを目的の一つとする。

(対応議員)

総務経済常任委員会

正村紀美子	委員長	鈴木健充	副委員長
西尾一則	委員	柴田正博	委員
中村和宏	委員	黒田栄継	委員
堀切 忠	委員	早苗 豊	議長

厚生文教常任委員会

立川美穂	委員長	渡辺洋一郎	副委員長
常通直人	委員	広瀬重雄	委員
寺町平一	委員	梶澤幸治	委員
橋本和仁	委員	中田智恵子	委員

※その他

- ・移動バスの安全停止位置の確保（庁舎玄関前）

【全体の進行 素案】 **詳細は今後変更あり**

1 全体オリエンテーション（場所：本会議場）約5分

主進行… 山本教諭（○曜&○曜） 佐々木教諭（○曜&○曜）

- ①事務局より、本日の概要説明
- ②進行からの指示で、各班に分かれてスタート

2 生徒A班 「(仮)地方自治を学ぶ」(場所：本会議場) 約25分

①生徒は、事前に指定されている場所に着席

●パターン1（○曜&○曜）：生徒〇〇人

- ・議員席－〇〇人、町長席－〇人、副町長－〇人、議長席－〇人、課長－〇人
(総務・企画財政・税務)

●パターン2（○曜&○曜）：生徒〇〇人

- ・議員席－〇人、町長席－〇人、副町長－〇人、議長席－〇人、課長－〇人
(総務・企画財政)

(○曜の最初のグループのみ、議員席は〇人で実施)

②担当議員から簡単に議事堂の説明

○使用資料：「ここが議場だ」

- ③進行の合図で、シナリオに従って模擬議会スタート
- ④進行の指示で、場所交替。

【役割分担】 進行…担当の議員〇名

生徒のサポート：議員〇人～〇人。

事務局長：議長役サポート 書記：中継システム

生徒B班「(仮)議会の仕組みと役割を知ろう」～議会の仕組みなどを説明

(場所：委員会室) 約25分

- ①資料の「ようこそ議場へ」の〇ページ以降を使って担当議員が議会概要を説明
- ②質疑応答
- ③終了後、担当教諭の指示で場所交替

【役割分担】

説明対応：担当の議員 サポート事務局：係長（機器操作補助等）

☆それぞれ終了後、A班・B班は場所を入れ替えて、同じ内容を実施

3 閉会（場所：本会議場） 約5分

進行… 山本教諭（○曜&○曜） 佐々木教諭（○曜&○曜）

- ①議長（または議会代表者）より挨拶
- ②生徒代表より議会へ謝辞
- ③終了後、学校へ戻る。

学校法人白樺学園白樺学園高等学校と芽室町議会の包括連携協定書

学校法人白樺学園白樺学園高等学校（以下「甲」という。）と芽室町議会（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の人的、知的資源の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に協力することに努める。

- （1）甲による乙の議員、職員、住民等を対象とした学習機会の提供
- （2）乙の公の施設における甲の生徒を対象とした研修機会の提供
- （3）乙が実施する事業への甲の教職員、生徒の参画
- （4）甲の教職員と乙の議員、職員等との交流、研修
- （5）その他、甲乙で合意した分野における活動

（実施条件）

第3条 前項の事項を実施する際の実施条件及び実施方法、協力の形態、事業成果の利用条件等は、甲と乙がその都度協議して決定する。

（施設の利用）

第4条 甲と乙は、連携、協力するに際し、教員、議員、職員、生徒の相互派遣及び相互受け入れ、施設等の利用について、支障のない範囲において互いに便宜を供するものとする。

（経費の負担）

第5条 連携、協力に関する経費の負担については、甲と乙がその都度協議して決定する。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の満了日までに、甲と乙の双方から特に申し出がないときには、さらに1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

（補則）

第7条 この協定書に定めのない事項又は変更を要する事項が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年10月12日

甲 学校法人白樺学園
白樺学園高等学校校長

乙 芽室町議会議長